

○ 信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府・法務省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調査を作成しなければならぬ。 「一〇九 略」	第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調査を作成し、これに署名押印しなければならない。 「一〇九 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

様式第三中「三」を削る。